

教育職員の任免等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和健康科学大学教職員任免規程第3条に基づき、令和健康科学大学（以下「本学」という。）の教育職員の選考の基準並びに任免に関する事項を定める。

(教員)

第2条 本学の教員は、次のとおりとする。

- 一 教授
- 二 准教授
- 三 講師
- 四 助教
- 五 助手

第3条 本学に客員教授、非常勤講師及びその他必要な教員を置くことができる。

2 客員教授、非常勤講師及びその他必要な教育職員に関する規程は別に定める。

(選考の基準)

第4条 教員の選考は、人格・学歴・職歴及び学術上、教育上の業績等に基づいて行う。

(教授の選考)

第5条 教授は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者のうちから選考する。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 学位規則（昭和28年文部省第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 三 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 四 大学において教授の経歴のある者
- 五 大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(准教授の選考)

第6条 准教授は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者のうちから選考する。

- 一 前条に規定する教授となることのできる者
- 二 大学において准教授又は専任講師の経歴のある者
- 三 大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴のある者
- 四 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 五 研究所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- 六 専攻分野において優れた知識及び経験を有する者

(講師の選考)

第7条 講師は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。

- 一 第5条又は前条に規定する教授又は准教授となることができる者
 - 二 その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者
- (助教の選考)

第8条 助教は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。

- 一 第5条各号から前条各号のいずれかに該当する者
 - 二 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
 - 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- (助手の選考)

第9条 助手は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。

- 一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - 二 前号の者に準ずる能力があると認められる者
- (任免)

第10条 教育職員の任免及び昇任に関する案件は、別に定める人事委員会の審議を経て、理事長が決定する。

2 新たに学部を設置等を行う場合の教員の選考については、理事長、学長及び理事長が指名した者の審議を経て、理事長が決定する。

(任用の基準)

第11条 教育職員として任用される者は、第5条から第9条に定める基準に合致するほか、永く勤務にたえうる健康を有する者でなければならない。

(任用の禁止)

第12条 本学以外に本務を有する者は、原則として、専任の教員に任用することができない。

(任用手続)

第13条 新たに任用された教員は就業規則に定める書類を本学に提出しなければならない。

(規程の改正)

第14条 この規程の改正は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。